

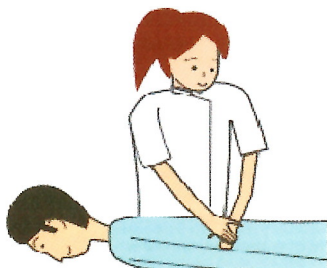
## 整形外科、整骨・接骨院、カイロ？

よく聞かれる質問への公益社団法人 日本整形外科学会からの説明です。

整形外科では医師(整形外科医)が骨・関節・筋腱(運動器)・手足の神経(末梢神経)・脊椎脊髄の治療を行います。診察による理学所見とX線(レントゲン)やMRI等の検査をもとに診断し、症状や病態にあわせて投薬、注射、手術、リハビリテーション等で治療します。

これに対して整骨院(接骨院)では柔道整復師が捻挫や打撲に冷罨法、温罨法、マッサージや物理療法等の施術を行います。柔道整復師は医師ではなく、あん摩・マッサージ、はり・灸師と同じ医業類似行為の資格です。外傷による捻挫や打撲に対する施術と骨折・脱臼の応急処置が業務範囲で、変形性関節症や五十肩のような慢性疾患は取り扱えません。整(接)骨院に健康保険を使って外傷以外の疾患で通うことは違法です。

カイロプラクティックは19世紀の終わりにアメリカで考案された脊椎矯正手技療法です。内臓をはじめとして身体のさまざまな不調が脊椎骨の配列の乱れによる神経圧迫に起因するとの考えから、この乱れを矯正して身体の機能を回復させようとする医業擬似行為であり、日本では法制化された資格ではないため医業類似行為でもありません。日本では専門学校や簡単な講習での技術習得で開業しています。国が認めた資格はなく、誰もがカイロプラクターを名乗ることが可能です。医療行為は医師免許を持たなければこれを業とすることはできません。日本国内でこれを行おうとするなら医師免許を取得してから行うべきと考えられています。



多摩東部地域産業保健センター 〒181-0013 東京都三鷹市下連雀 3-38-4 三鷹産業プラザ 404

TEL 422-24-6906 FAX 0422-24-6908 メールアドレス [sanpo@kind.ocn.ne.jp](mailto:sanpo@kind.ocn.ne.jp)